

福島県からのお知らせ

応急仮設住宅の供与期間について

○ 大熊町及び双葉町から避難されている方

住宅環境を始めとする生活環境の整備状況を踏まえて、国及び両町とも協議の上、令和8年3月31日まで1年間延長した上で、供与を終了します。

※ 県外の賃貸型応急仮設住宅、ビレッジハウス及びUR住宅についても、上記のとおり対応いただくよう、要請しています。

※ 特定延長の適用については、今後判断します。

問い合わせ先

《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

0120-303-059

受付時間/午前9時～午後5時 月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

